裁　　決

[redacted]

[redacted]

審査請求人　[redacted]

処　分　庁　[redacted]市福祉事務所長

審査請求人が、平成２７年２月９日付けで提起した、保護変更決定に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主　　文

[redacted]市福祉事務所長が、審査請求人に対し、平成２７年１月２９日付け[redacted]第[redacted]号の[redacted]で通知した保護変更決定を取り消す。

理　　由

第１　審査請求の趣旨及び理由

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、[redacted]市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行い、平成２７年１月２９日付け[redacted]第[redacted]号の[redacted]で通知した生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第２５条第２項の規定による保護変更決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

２　審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりである。

（１）平成１９年１１月２０日から、障害者加算を認定してほしい。

（２）平成１９年１１月２０日に身体障害者手帳を取得した時点で、[redacted]市社会福祉課で、障害者加算として当然に支給すべき金銭を支給しなかったため、納得がいかない。この審査請求書をよく読んで、請求人の納得できるようにしてほしい。月々の多少の金額でも入っていたなら、自分の身体のために使えたお金だと思うと、どうしても納得できない。これは、請求人の落ち度ではないので、ここのと

ころ、よく理解ある答えを待っている。請求人も、今回の件について、いろいろと調べた。当然に遡ってもらえると信じている。

第２　認定事実及び判断

１　認定事実

（１）処分庁（３級地一１所在）は、平成４年８月５日、請求人に対する法に基づく保護を開始したこと。

（２）請求人は、平成１９年１１月２０日、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定による身体障害者手帳（身体障害者等級表による級別３級。以下「本件手帳」という。）の交付を受けたこと。

（３）処分庁職員は、平成２５年１０月２９日、請求人から、本件手帳の身体障害者等級見直しについて相談を受けたこと。その際、処分庁職員は、請求人から本件手帳の提示を受けず、身体障害者等級の聴取もしなかったこと。

（４）処分庁職員は、平成２６年１２月１８日、請求人から、本件手帳の身体障害者等級が３級である旨聴取したこと。

（５）処分庁は、前記（４）のとおり聴取したことから、請求人に対し、保護の変更の時期を平成２６年１２月１日として、同月分及び平成２７年１月分の障害者加算各１５，３４０円を追給することを内容とする本件処分をしたこと。

（６）請求人は、千葉県知事に対し、平成２７年２月９日付けで本件審査請求を提起したこと。

２　判断

（１）法の仕組み

法第２５条第２項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないと規定する。

また、法第６１条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないと規定する。

そして、保護費の遡及支給の限度について、生活保護問答集（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３－２の答１は、世帯員の転入等の事実が明らかとなったため、既に支給した扶

助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じたときの扱いについて、本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は２か月程度（発見月及びその前月分まで）と考えるべきであろうとし、これは、行政処分について不服申立期間が一般に６０日間とされているところからも支持される考え方であるが、２か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつであるとする。

なお、生活扶助の障害者加算に関して、「生活保護法による保護の基準」（昭和３８年厚生省告示第１５８号。）別表第１第２章の２（１）及び（２）は、障害等級表の３級に該当する障害のある者については、３級地において月額１５，３４０円を加算するものと定めている。

（２）本件処分について

前記（１）のとおり、問答集問１３－２の答１は、最低生活費の遡及変更は２か月程度（発見月及びその前月分まで）と考えるべきとしているところ、かかる取扱いは合理的であると解される。

そして、問答集問１３－２の答１が、最低生活費の遡及変更を「２か月程度」としていることに鑑みれば、その遡及の程度については、実施機関に合理的裁量が認められるというべきであるが、遡及を変更事由の発見月のみとし、その前月までとしないことは、かかる取扱いをする理由や、当該変更の経緯等も考慮した上で、合理的裁量の範囲を逸脱し、違法又は不当となる場合もあると解される。

これを本件処分についてみると、前記認定事実（４）のとおり、処分庁職員が請求人から本件手帳の身体障害者等級が３級である旨聴取したのは、平成２６年１２月１８日と認められることから、障害者加算の認定事由の発見月は同月であり、問答集問１３－２の答１によれば、その前月である同年１１月分から障害者加算の認定をし、障害者加算相当額を追給するのが合理的取扱いであると解される。

これに対し、前記認定事実（５）のとおり、本件処分においては、遡及変更を発見月である同年１２月までとし、その前月である同年１１月までとしていないところ、かかる取扱いに合理的な理由は見当たらず、また、前記認定事実（３）の経緯

等にも照らせば、本件処分は、処分庁の合理的裁量の範囲を逸脱するものとして違法であり、取消しを免れない。

3　結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第４０条第３項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成２７年6月１５日

千葉県知事　　鈴　木　栄　治